

善意銀行業務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会が、市民の善意に基づく物品の預託の申し込み及び金品等の払い出しの取り扱いについて、業務を公正かつ適正に行うため、定めるものとする。

(善意の受け入れ)

第2条 会長は、善意に基づく物品の預託の申し込み（以下「預託者」という。）があったときは、原則として面接の上受け入れるものとする。

(財源)

第3条 善意銀行に、「地域福祉振興基金」の運用益を充てることができるものとする。

(受け入れ手続き)

第4条 預託者は、別紙様式1の善意銀行物品預託書により申し込むものとする。

(給付目的と給付の範囲)

第5条 市内在住で、緊急を要する生活困窮者及び被災世帯に対し、物品又は援護金を給付するものとし、災害給付金額は、県共同募金会が給付する額と同額を給付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の程度から会長が特に認めた時には給付額を変更することができるものとする。

(払い出しの手続き)

第6条 払い出しを希望するものは、別紙様式2の払い出し申請書により申し込むものとする。

(払い出しの審査、決定)

第7条 会長は、払い出しの申し込みがあったときは、速やかに審査し、払い出しを認めた場合は、別紙様式2の、払い出し決定通知書を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

様式 1 (第 4 関係)

係		係長		課長		次長		局長	
---	--	----	--	----	--	----	--	----	--

善意銀行物品預託書

申込年月日	年 月 日	面接・通信・その他	受付番号	
-------	-------	-----------	------	--

品 名

受付者印	
------	--

申 込 者	個人	氏 名		電 話	
		住 所			
	団体	名 称		構 成 人 員	男 女 計
		所 在 地		代 表 者	
備 考					

様式2 (第6、第7関係)

係		係長		課長		次長		局長	
---	--	----	--	----	--	----	--	----	--

善意銀行払い出し決定通知書							
						受付者印	
申込年月日		年 月 日		面接・通信・その他		受付番号	
申 込 者	被災世帯	個人	フリガナ名			男・女	年齢
			住所				
	被災世帯	個人	フリガナ名			男・女	年齢
			住所				
払い出し内容		内 訳		金 円			
		時 期		品 名			
		使用目的					
払い出し決定通知書				・決定 ・不可 社会福祉法人 千曲市社会福祉協議会長 ㊟			

※太枠は、社会福祉協議会記入欄

